

第二回國會 衆議院 決算委員會 會議錄 第三号

昭和二十三年五月十九日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松原 一彦君

理事 富田 照君

大上 司君

松本 一郎君

河合 義一君

玉井 祐吉君

田中源三郎君

田中 健吉君

出席國務大臣

國務大臣 船田 亨二君

出席政府委員

總理廳事務官 前田 克己君

總理廳事務官 佐藤 功君

委員外の出席者

專門調査員 大久保忠文君

五月六日馬越晃君が委員を辭任した。

同日委員竹山祐太郎君が辭任につき、その補缺として松原一彦君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日委員山本信行君辭任につき、その補缺として、泉山三六君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日委員長竹山祐太郎君の補缺として松原一彦君が議長の指名で委員長に選任された。

同月十九日理事島村一郎君の補缺として富田照君が理事に當選した。

五月十日

國家行政組織法案(内閣提出)(第五七號)

同月十七日

經濟警察廳法案(内閣提出)(第六〇號)

電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律案(内閣送付)(豫案第四號)

四月三十日

昭和二十一年度第一豫備金支出總計算書

昭和二十一年度特別會計第一豫備金支出總計算書

昭和二十一年度特別會計豫備費支出總計算書

昭和二十一年度經濟安定費支出總計算書

昭和二十二年豫備費使用總調查書

昭和二十二年特別會計豫備費使用總調查書

五月十日

開議行政と林野行政との融合統一に關する請願(米田吉盛君外九名紹介)(第六〇三號)

林野行政と砂防行政との統一に關する請願(米田吉盛君外九名紹介)(第六〇四號)

同月十二日

林野行政と砂防行政との統一に關する請願(伊藤幸太郎君紹介)(第八三〇號)

同月十四日

公務員法を公吏にも適用の請願(上林山榮吉君紹介)(第八六四號)

林野行政と砂防行政との統一に關する請願(村上勇君紹介)(第九六六號)

同(千賀康治君紹介)(第九七八號)

同月十八日

中央出先機關の整理統合に關する請願(田中松月君紹介)(第九八九號)

の審査を本委員會に付託された。

五月十日

建設省設置に關する陳情書(千葉縣會議長並井隆二)(第二〇七號)

大臣の名稱改正に關する陳情書(島根縣能登郡宇賀村小坂勝太郎)(第二二三號)

建設省設置に關する陳情書(鹿兒島縣會議長有馬純)(第二三四號)

中央出先官廳の整理統合に關する陳情書(兵庫縣知事岸田幸雄外七名)(第二八三號)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の補缺選任に關する件

國家行政組織法案(内閣提出)(第五七號)

○松原委員長 これより決算委員會を開會いたします。

審議に入るに先立ちまして一言簡単に御挨拶をいたします。

私のこのたび決算委員長のお重責にお選

びいただきましたことを衷心より感激いたしておる次第であります。もとより微力短才、加うるに委員會の運営につきましてもはなはだ不慣れのものであります。何とぞ理事並びに委員各位の絶大な御支援、御協力により、さ

いよいよ大過なきことを期したいと念じている次第でございます。何分よろしくお願いを申し上げます。まず理事の補缺選任についてお諮りいたしま

す。先般理事二名缺員中でありましたが、先例によりまして委員長より指名することに御異議はありますまいか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めまして富田照君を理事にお願いいたします。なお理事一名は人選の都合もあり、次回までこれを保留いたしたく、御了承願います。

○松原委員長 次に去る五月十日日本委員會に付託いたしました國家行政組織法案、内閣提出第五七號を議題とし審査に移ります。まず政府より提案理由の説明を伺います。

國家行政組織法案

國家行政組織法

(總則)

第一條 この法律は、内閣の統轄の下における行政機關の組織の基準を定め、もつて國の行政事務の能率的な遂行のために必要な國家行政組織を整えることを目的とする。

第二條 國家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範圍の所掌事務と權限を有する行政機關の全體によつて、系統的に構成されなければならない。

(行政機關の設置、廢止、所掌事務等)

第三條 國の行政機關の組織は、この法律でこれを定めるものとす

る。

2 行政組織のため置かれる國の行政機關は、府、省、委員會、院及び廳とし、その設置及び廢止は、別に法律の定めるところによる。

3 前項の行政機關の外、特に必要がある場合においては、別に法律の定めるところにより、臨時に、内閣總理大臣をもつて長に充てる本部を置くことができる。

4 本部については、法律に別段の定めがある場合を除く外、この法律中、府及び省に關する規定を準用する。

5 委員會、院及び廳は、總理府、法務府又は外省外局として置かれるものとする。

6 第二項及び第三項の行政機關として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

第四條 前條の行政機關の所掌事務の範圍及び權限は、別に法律でこれを定める。

(行政機關の長)

第五條 總理府、法務府及び各省の長は、それぞれ内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣(以下各大臣と總稱する。)とし、内閣法により主任の大臣として、それら行政事務を分擔管理する。

2 法務總裁はその地位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならない。

3 各省大臣は、國務大臣の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。但し、内閣總理大臣が、自ら

これに當ることを妨げない。

第六條 委員会の長は、委員長とし、本部及び院の長は、總裁とし、廳の長は、長官とする。

(内部部局及び機關)

第七條 府、省、院及び廳には、その所掌事務を遂行するため、左に掲げる内部部局を置くことを例とする。

官房

課部局係

2 特に必要があるときは、數局の上に總局を置き、數係の上に班を置くことができる。總局には、總務室を置くことができる。

3 前二項の内部部局のうち、官房、總局、局、部(官房又は局中の部を除く。)及び總務室の設置及び所掌事務の範圍は、政令でこれを定め、官房及び局中の部、課、班及び係の設置及び所掌事務の範圍は、その政令の範圍内で、各大臣又は各外局の長が、これを定める。但し、いずれの場合においても、豫算上の措置がこれに伴つていなければならない。

4 委員會に事務局を置く。前三項の規定は、事務局の内部組織に、これを準用する。

第八條 第三條の各行政機關には、前條の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範圍内で、特に必要がある場合においては、政令の定めるところにより、審議會又は協議會(諮問的又は調査的なもの等第三條に規定する委員會以外のもの

のを云ふ。)及び試験所、研究所、文教施設、醫療施設その他の機關を置くことができる。但し、豫算上の措置がこれに伴つていなければならない。

の命令を發することを求めることができる。

3 前二項の命令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは國民の權利を制限する規定を設けることができない。

2 前項に規定する機關が地方に置かれる場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第百五十六條の規定の適用があるものとする。

第九條 第三條の各行政機關には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局(前條第一項の規定に該當する機關を除く。)を置くことができる。

(行政機關の長の權限)

第十條 各大臣、各委員會の委員長、各院の總裁及び各廳の長官は、その機關の事務を統括し、職員の仕事について、これを統督する。

第十一條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令の制定、改正又は廢止を必要と認めるときは、案をそなえて、内閣總理大臣に提出して、閣議を求めなければならない。

第十二條 各大臣は、主任の行政事務について法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機關の命令(總理府令、法務府令又は省令)を發することができる。

2 各外局の長は、その機關の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に對し、案をそなえて、前項

の命令を發することを求めることができる。

主任の各大臣は、地方自治法第百四十六條の規定により、その行すべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確定の裁判に基いて、當該都道府縣知事に代つて當該事項を行ひ、又は同條の規定により、内閣總理大臣は、これを罷免することができる。

第十三條 各外局の長は、別に法律で定めるところにより、政令及び前條第一項に規定する命令以外の規則その他の特別の命令を自ら發することができる。

2 前條第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

第十四條 各大臣及び各外局の長は、その機關の所掌事務について、公告を必要とする場合においては、告示を發することができる。

2 各大臣及び各外局の長は、その機關の所掌事務について、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十號)及びこれに基く規則の規定に従ひ、命令又は示達により、その活動を規整するため、所管の諸機關及び職員に對し、指令、訓令又は通達を發することができる。

第十五條 各大臣は、主任の事務について、地方自治法第百五十條の規定により、地方公共團體の長のなす國の行政事務に關し、その長を指揮監督することができる。若し、國の機關としての都道府縣知事の權限に屬する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主任の各大臣の處分に違反するものがあると認めるとき、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、

主任の各大臣は、地方自治法第百四十六條の規定により、その行すべき事項を命令し、裁判所の裁判を請求し、確定の裁判に基いて、當該都道府縣知事に代つて當該事項を行ひ、又は同條の規定により、内閣總理大臣は、これを罷免することができる。

第十六條 府令、省令並びに前條の規定による指揮監督の權限に基いて、各大臣が地方公共團體の長に對してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあると認めるときは、當該地方公共團體の長は、その旨を内閣總理大臣に申し出ることができ、この場合において、その申出を理由があると認めるときは、内閣總理大臣は、關係各大臣に對し、必要な指示をなし、その他適當な措置を講じなければならない。

2 前項の規定による申出は、關係各大臣の命令、示達その他の行為の効力に影響を及ぼすものではない。

(行政機關の職)

第十七條 各省に次官一人を置く。次官は、特別職とする。

2 次官は、大臣の命を受け、政策及び企畫に參畫し、大臣不在の場合その職務を代行する。

第十八條 各省に總務長官一人を置く。

2 總務長官は、上官を助け、省務(第三條の外局の所掌事務を除く。)を整理し、各内部部局及び機關の事務を監督する。

第十九條 總理府に秘書官二人、法

務府及び各省に秘書官各一人を置く。

2 秘書官は、それぞれ各大臣の命を受け、機密に關する事務を掌り、又は臨時命を受け各部局の事務を助ける。

第二十條 各行政機關に置かるべき職の種類及び定員は、政令でこれを定め、且つ、豫算上の措置がこれに伴つていなければならない。

第二十一條 第三條の各行政機關には、第七條の内部部局に應じ、それぞれその長として、左の職を置くことを例とする。

局長  
部長  
課長  
班長  
係長

2 前項の職に係る所掌事務の範圍及び權限は、國家公務員法の規定に従つて、これを區分しなければならない。

(公團)

第二十二條 公團は、國家行政組織の一部をなすものとし、その設置及び廢止は、別に法律でこれを定める。

2 公團として置かれるものは、別表にこれを掲げる。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。但し、第二十六條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十四條 第二十條の規定は、國家公務員法の定める職階制が確立實施される日から、これを適用するものとし、その日までは、行政

官房

課部局係

局長

部長

課長

班長

機關に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に関する通則によるものとし、その定員は、政令でこれを定めることができる。

2 前項に規定する日までは、次官及び事務局長は、一級の官吏、秘書官は、二級の官吏とし、院の總裁及び廳の長官は、法律に別段の規定があるものを除く外、一級の官吏とする。

第二十五條 この法律の施行に關し必要な細目は、他に別段の定めがある場合を除く外、政令でこれを定める。

第二十六條 第三條第六項及び第二十二條第二項に規定する別表は、第三條及び第二十二條の規定に基く法律がすべて制定された後に、整備の上附加されるものとする。但し、それは、昭和二十三年六月一日以後であつてはならない。

○船田國務大臣 國家行政組織法案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

現行の行政官廳法は、新憲法附屬の法律として、昨年五月三日から施行されたのでありますが、同法は新憲法施行に伴いさしあたり必要な立法措置として、制定せられたものでありまして、わが國の行政組織について、なお根本的な調査研究の後、恒久的な新行政官廳法を制定することを適當と認め、従つて同法は、施行後一年を限りその効力を有するところの暫定法律であつたのであります。政府は、爾來行政調査部を中心として、調査研究を進

め、恒久的な新行政官廳法の立案を進めてまいつたのでありまして、最近に至り、ようやく國家行政組織法という新しい法律案の成案を得たのであります。しかしながら、種々の事情のため、五月三日からこれを施行すること、時間的に困難となりましたので、御承知のように、先日、國家行政組織に關する法律の制定施行までの暫定措置に關する法律案を提出いたしました。現行の行政官廳法の効力を五月一ぱい延長することとし、國家行政組織法は六月一日から施行することとしたのであります。

以上申し述べましたように、國家行政組織法案は、わが國の行政組織を律する恒久的な法律として立案されたものでありまして、その目的とするところは、第一條に定めておりますように、各種の行政機關の組織の基準を定め、もつて國の行政事務の能率的な遂行のために必要な國家行政組織を整えることとあります。そしてこの目的達成のために、個々の制度につきましては、従来の制度に改革を加えた點が少くないのでありまして、以下その大要について、御説明いたします。

まず第一點は、國の中央行政機關の種類を府、省、委員會、院及び廳の五種と定め、國の行政機關は原則としてこのいずれかに屬させることとしたこととあります。このうち府とは總理府及び法務府の兩者でありまして、次に述べます廳と區別いたしました。従來の總理府及び法務廳の名稱を改めたものであります。

但し特に必要があります場合には現在の經濟安定本部に見られますように、内閣總理大臣を長といたしますと

この本部を置くことができることといたしました。本部は、次に述べますところの外局とは異なり、府及び省と同様の取扱ひを受けます特別の行政機關であります。この本部に屬するものとしたしましては、現在のところ經濟安定本部以外にこれを設けることは考へておりません。

總理府、法務府及び各省の外局にありましますものには、従來院、廳、局等雜多な名稱を有するものが多かつたのであります。院及び廳の二種類に限定いたしました。實行上は、院とは、その所掌事務に鑑み、國務大臣を長とするものとし、廳とはそれ以外の外局とする方針であります。なお最近特に總理府の所管内に、人事委員會、公正取引委員會、地方財政委員會等、いわゆる行政委員會が多數設置されておりますが、これを外局として取扱ひ、その結果委員會という名稱は、この種類の行政機關に限り用いることとし、これ以外の各種の諮問的または調査的な委員會には、審議會、協議會その他適當な名稱を用いることといたしました。

以上のように、行政機關の名稱を統一しましたのは、その長の名稱及びこれら各機關の内部部局及びそのそれぞれの長の名稱をも統一いたしましたこととともに、従来のわが國におきまして行政機關及び職員に用いられておりました無秩序な名稱を整理いたしました。行政組織を一目瞭然たらしめようとするものであります。

このように種類、名稱を整理いたしました上で、この法律には別表を附しまして、中央行政機關の種類及び名稱を圖示することといたしました。しか

しながらこの別表を作成いたしましたためには、現行の機關をそれ／＼前に述べました五種に整理する必要がある。且つこの場合には、實體的な機構改革を併せて決定すべき部局もあるものであります。従つて、別表は、この法律に基いて、各行政機關の設置法がすべて制定された後に、整備の上附加することとしたのであります。

次に、これら各行政機關の内部部局及び附屬機關に關しましては、官房、局、部、課、係の外、必要あるときには、總局、班及び總務室等を設け得ることとし、現行の制度と變る點はありますが、部以上の設置及び所掌事務等は、政令でこれを定めることといたしました。最近における省または廳の設置法におきましては、局の名稱、所掌事務等は法律で定めることが原則となつてゐるのであります。この法に定めるかといふ問題は、行政部自身に決せしめることが、實際行政の便宜にかなひ、行政事務の機動性を確保する上に適當であるとの見地から、政令事項としたのであります。但し、これによつて部局が濫設されることはもとより避けるべきでありまして、部局の増設にあたりましては豫算上の措置がこれに伴つていなければならぬ旨の規定を設けまして、豫算上からの制約を認め、かつ豫算の議決を通して、部局の設置に關する國會の關與を確得してゐるのであります。

次に、行政機關の長の權限につきましては、大體において現行の制度を踏襲しておりますが、地方公共團體の長に對する各大臣の權限その他において、若干の相違が存しております。

各行政機關に置かれる職員に關しても、大體において従来の制度と變化はありませんが、新たに總務長官の職を設けたことが著しい相違點であります。これは國家公務員法におきまして、従來のいわゆる事務次官は特別職と定められ、大臣が自己の欲する人物を自由に次官に任用し、かつその省の政務に參畫せしむることにより、やや政務官的な地位の職となりましたので、これに應じまして、従來のいわゆる事務次官に當るものとして總務長官を置くこととしたのであります。

最後に、公團は、現行制度におきましても特定の事務に關して、實質的には國の行政組織の一部をなす行政機關と同一の取扱ひを與へられてゐるのであります。この法案は、その實質に即して、これを國家行政組織の一部をなすものとし、公團として設けられるものは別表にも掲げることとしたしました。

以上申し述べました諸點が、國家行政組織法案の主要な特徴でありまして、要するにこの法案は、現行の行政組織の體系を一定の規格に基いて整理することを第一の目的とするものであります。このように形式的に整理され

ました行政組織の實體に關しましては、この法律に基き、個々の設置法で定められることとなるものであります。が、それらの内容につきましては、もとよりなお今後におきまして改革が行われることが豫想され、現に政府は臨時行政機構改革審議會を設けて、早急に機構改革の成案を得よう努力しておるのであります。その成るに従ひまして、逐次この法律の定める行政機關の種類の中にこれを取り入れ、わが國

の全行政組織が整然たる秩序をもつて  
構成されていくことを期待するもので  
あります。

詳細の點につきましては、漸次御質  
疑に應じ、御説明いたしますが、何と  
ぞ慎重御審議の上速やかに可決せられ  
んことを希望いたします。

○松原委員長 それでは本日は國務大  
臣の説明だけ聴きおくことにしまし  
て、質疑は明後二十一日午前十一時よ  
り繼續することにいたしたいと思いま  
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○松原委員長 それではさようにいた  
します。

本日はこれにて散會いたします。  
午前十一時十五分散會